

○財務省告示第四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十二年十二月二十日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年一月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第二百二十三回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条  
三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法  
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財





十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
償還期限	後の二期子	第二期子	第三期子	第四期子	第五期子	第六期子	第七期子	第八期子	第九期子	第十期子	第十一期子	第十二期子	第十三期子	第十四期子

額の整数倍の金額によるものとす。平成二十二年十二月二十日

額面金額  
 以上金額  
 それぞれの応募価格  
 につき百円二十五  
 円三十七

平成二十二年六月二十日を支払  
 期とし、次の算式により算出し  
 た金額を支払う。ただし、支払  
 期が銀行休業日に当たるとき  
 は、その翌営業日に支払う（以  
 下、次号及び第十五号において  
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十  
 日を支払い期とし、各支払期にお  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。  
 平成四十二年十二月二十日

十 十 十 十  
九 八 七 六

償 元 払 入 者 払  
還 利 場 札 者 込  
金 金 所 参 者 込  
額 支 金 加 者 込  
日

額 日 財 平  
面 本 務 成  
金 銀 大 二  
額 行 臣 十  
百 　 　 二  
円 　 　 年  
に 　 　 十  
つ 　 　 二  
き 　 　 月  
百 　 　 二  
円 　 　 十  
日

者